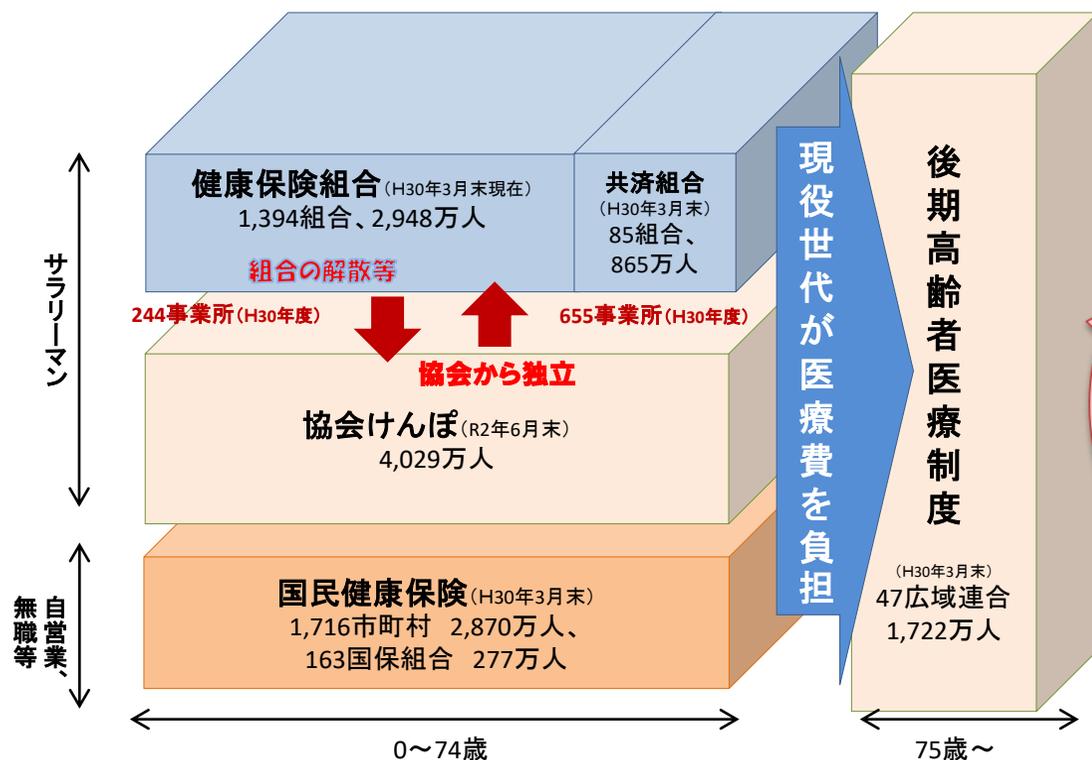


# 協会けんぽの概要

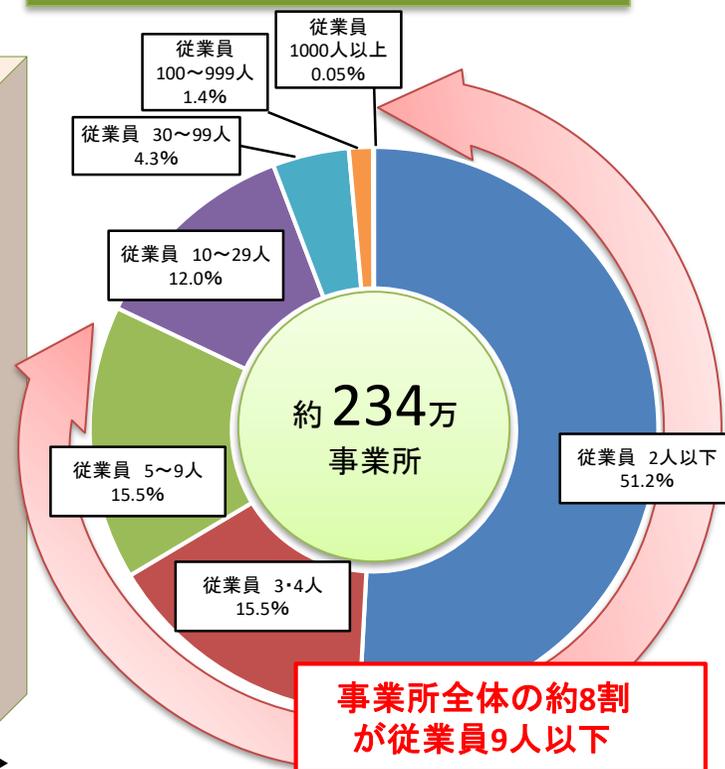
# 協会けんぽの規模と位置づけ

- 234万事業所、4,029万人（国民の3.2人に1人）が加入する日本最大の保険者。
- 中小・小規模企業が多く、事業所全体の約8割が従業員9人以下。

## ○ 保険者の位置づけ

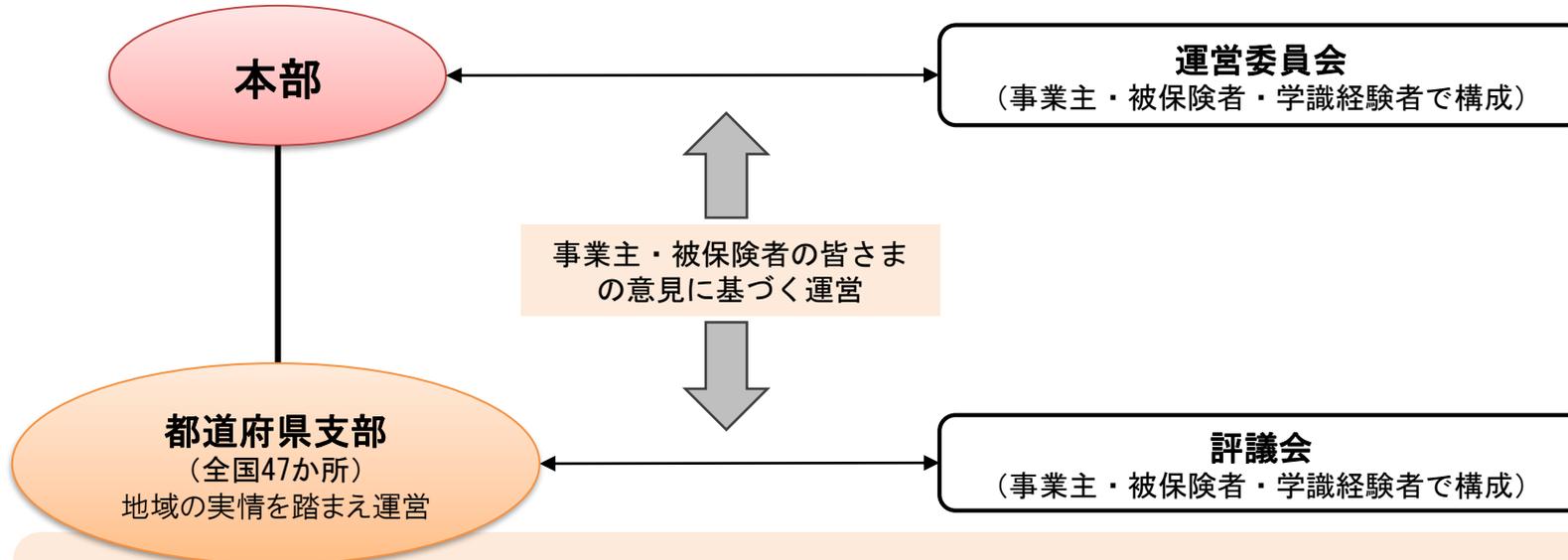


## ○ 協会の事業所規模別構成 (R2年6月末)



# 協会けんぽの運営について

- 運営委員会や評議会を設け、事業主・被保険者・学識経験者のご意見をもとに運営しています。
- 保険給付のほか、医療費の適正化や加入者の健康度を高めることなどを業務としています。



## 保険給付



- ◆ 医療給付  
医療費のうち自己負担分を除く部分の医療機関への支払い
- ◆ 現金給付  
傷病手当金や療養費等の支払い

## 医療費の適正化

- ◆ レセプト(診療報酬明細)の審査
- ◆ ジェネリック医薬品の使用促進
- ◆ 医療の質や効率性向上のための医療提供体制への働きかけ
- ◆ 健康保険の不適切な利用や不正行為の防止

## 加入者の健康度を高める

- ◆ 加入者の健康状態の把握
  - ◆ 加入者の健康増進、疾病予防
  - ◆ 企業の健康づくりを通じた健康増進
  - ◆ 早期治療の促進
- など

※事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的に行い、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付。

# 協会けんぽの財政

## ■ 2020年度決算の状況

### 保険給付費 61.0%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

### 高齢者医療への 拠出金等 36.1%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の**約4割**を占め、重い負担になっています。今後、**団塊の世代**が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

健診・保健指導経費 1.1%

協会事務費 0.6%

その他の支出 1.2%

### 保険料収入 87.9%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

### 収入

約**10.8兆**  
円

### 国からの補助金 11.8%

その他の収入 0.3%

### 支出

約**10.1兆**  
円

収支差  
準備金

約**0.6兆**円  
約**4兆**円

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

# 健康保険料・介護保険料

## 健康保険料率(埼玉支部)

令和3年度  
9.80%

令和4年3月分(4月納付分)から

9.71%

基本保険料率・  
特定保険料率とは

健康保険料率(9.71%)のうち6.28%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

## 介護保険料率(全国一律)

令和3年度  
1.80%

令和4年3月分(4月納付分)から

1.64%

介護保険制度・  
介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

- ※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- ※ 賞与については、支給日が令和4年3月1日の賞与から標記の保険料率が適用されます。

# 令和4年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の11.00%、最低は新潟県の9.51%です。

北海道	10.39%	石川県	9.89%	岡山県	10.25%
青森県	10.03%	福井県	9.96%	広島県	10.09%
岩手県	9.91%	山梨県	9.66%	山口県	10.15%
宮城県	10.18%	長野県	9.67%	徳島県	10.43%
秋田県	10.27%	岐阜県	9.82%	香川県	10.34%
山形県	9.99%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.26%
福島県	9.65%	愛知県	9.93%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.91%	福岡県	10.21%
栃木県	9.90%	滋賀県	9.83%	佐賀県	11.00%
群馬県	9.73%	京都府	9.95%	長崎県	10.47%
埼玉県	9.71%	大阪府	10.22%	熊本県	10.45%
千葉県	9.76%	兵庫県	10.13%	大分県	10.52%
東京都	9.81%	奈良県	9.96%	宮崎県	10.14%
神奈川県	9.85%	和歌山県	10.18%	鹿児島県	10.65%
新潟県	9.51%	鳥取県	9.94%	沖縄県	10.09%
富山県	9.61%	島根県	10.35%	※ 全国平均では10.00%	

# 「インセンティブ(報奨金)制度」(1)

## 「インセンティブ(報奨金)制度」とは？

…協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入いたしました。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様健康などに対する取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを『健康保険料率』に反映させるものです。

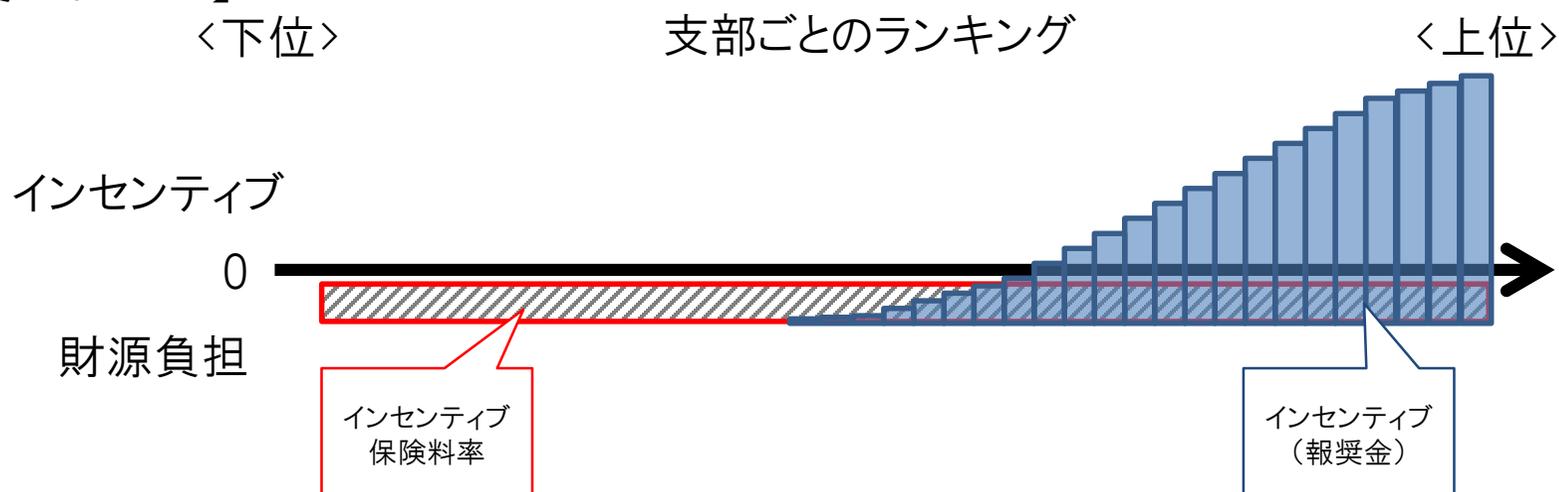
## どのように評価する？

- …①制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%※を盛り込みます。
- ②特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率を引き下げます。

※この0.01%については、以下のとおり4年間で段階的に導入します。

平成30年度(令和2年度保険料率):0.004% ⇒ 令和元年度(令和3年度保険料率):0.007% ⇒ 令和2年度(令和4年度保険料率):0.007%  
⇒ 令和3年度(令和5年度保険料率):0.01%

## 【制度のイメージ】



## 「インセンティブ(報奨金)制度」(2)

### 「インセンティブ(報奨金)制度」における評価指標一覧

#### 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

#### 特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

#### 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日頃から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

#### 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

#### 後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

### インセンティブ制度の導入で、保険料はどのように変わる？

- 標準報酬月額30万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料は労使折半前の金額)

○保険料月額:  $30\text{万円} \times 10.0\% = 30,000\text{円}$



- インセンティブ制度による報奨金で保険料率が-0.1%となった場合

○ $30\text{万円} \times 9.90\% = 29,700\text{円} (-300\text{円})$  年間 -3,600円

皆様の取り組みで保険料率が変わります。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

